

JIDRC 理事会御中

2020 年 11 月 10 日

JIDRC ウェブ審問部会 報告及び提言書

JIDRC ウェブ審問部会：

部会長 高取芳宏（JIDRC アドバイザリーボード、霞ヶ関国際法律事務所・国際仲裁 Chambers）  
第一分科会長 鈴木 毅（桃尾・松尾・難波法律事務所）  
第二分科会長 児玉実史（JIDRC 業務執行理事・大阪事務局長、北浜法律事務所）

（50 音順、敬称略）

小原淳見（JIDRC アドバイザリーボード、長島・大野・常松法律事務所）  
小川新志（日本商事仲裁協会（JCAA））  
小枝未優（西村あさひ法律事務所）  
佐々木陽一（霞ヶ関国際法律事務所・国際仲裁 Chambers）  
高杉直（JIDRC 理事当部会担当、同志社大学）  
手塚裕之（JIDRC アドバイザリーボード、西村あさひ法律事務所）  
早川吉尚（JIDRC 理事・事務局長、立教大学）  
町村泰貴（成城大学）

上記メンバーにより、JIDRC ウェブ審問部会を構成し、JIDRC 理事会に対してご報告と提言を致します。本報告書は、2020 年 7 月に提出した報告について、その後の情勢の変化を踏まえてアップデートしたものです。

記

**第 1 本部会の目的**

コロナ情勢下において、JIDRC として、現在行っている緊急対応の現在の状況について確認するとともに、各国・各機関・施設の取組状況や特徴について整理しつつ、今後検討すべき事項がある場合はこれ

を報告する。

その上で、JIDRC の施設運営事業だけに囚われず、広く仲裁振興事業目的に照らし、今後考えられる論点や提案を検討し、報告する。

## 第2 対象となる検討課題

- 1 現在 JIDRC 事務局において設置、運用している対応の確認及び補充点等があれば提言を行う。
- 2 各国・各機関・施設の取組状況及び特徴の整理を行う。
- 3 機能面、セキュリティ面その他検討事項があれば提示を行う。
- 4 ウェブ審問を運用するためのプロトコール及び人的・運用的側面に関するルール作り等、ソフト面における提言があれば行う。
- 5 JIDRC の施設運営事業及び仲裁振興事業目的に資する情報の収集と整理を行う。
- 6 その他、ウェブ審問を行う上で生じうる論点があれば整理、摘示を行う。

\* 上記（4）ないし（6）については、喫緊の課題ではなく、下記第二分科会を中心として、今後の JIDRC の運用状況に応じて、情報収集と共有・提案を行う。

## 第3 分科会の設置及び担当範囲

上記 1. 及び 2. を踏まえて、下記の通り 2 つの分科会を設け、各担当について検討し、部会における協議に活用し、部会としての報告・提言を行うこととした。

### 1 第一分科会担当

- JIDRC 事務局によるウェブ審問対応の機能面、セキュリティ面その他の現状の運用を確認する。
- 各国・各機関・施設の取組状況及び特徴について整理を行う。
- 今後補充・検討を要する項目の整理と共有を行う（あれば）。
- 可能な範囲で具体的なアイデアを検討・共有し、提言に活用する。

### 2 第二分科会担当

- JIDRC の施設運営事業及び仲裁振興事業に資する提言

- 審問施設及び仲裁振興事業の目的に照らし、法律・規則あるいは手続の公平性等との関係で生じうる論点の整理（論点出し）。
- 可能な場合には、サイバーセキュリティのプロトコール等を参考に仲裁機関、仲裁人への提言も含めて、論点出し。

#### 第4 第一分科会担当テーマの報告及び提言

##### 1 JIDRC における Virtual Hearing への取組みの現状

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、現在は、利用者・職員はマスク着用とし、受付で利用者の検温を実施し体温 37.5 度以上の場合には利用を遠慮してもらっている。
- 仲裁事件・調停事件のための審問施設の予約が多数入っており、問い合わせも多数 (Virtual Hearing の実施をするかは未定の予約・問い合わせもある)。一部は既に実施済。
- 一部 Virtual Hearing のために利用できる会議室として、東京施設では審問室を 2 部屋（パーティションを取り払い 1 部屋とした場合で 90 名収容可能）、ブレイクアウトルームを 6 部屋提供可能であり、大阪施設では必要に応じて中之島合同庁舎内その他の部屋を手配可能。
- 審問室にはワイヤレスで接続可能なプロジェクタ及び各席上の iPad が設置されており、一部参加者が同じ部屋から審問に参加する場合にも、画面共有等が容易。
- iPad はプロジェクタ投影とは別チャンネルの通信であり、プロジェクタには参加者を投影しつつ iPad ではリアルタイム・トランスクリプトを投影するような利用方法も可能。
- AI を用いた自動トランスクリプト作成ソフトウェア (Voice to Text) の利用も可能となるように現在検討・開発中。もともと、英語には一定の精度があるが、日本語の精度にはまだ課題がある。
- 審問室のプロジェクタ付近にはカメラが設置されており、審問室の様子をブレイクアウトルームに設置されたスクリーンを通じて共有することも可能。プロジェクタには優先ケーブルを用いての接続のほかワイヤレスでの接続も可能。東京施設の各部屋に設置されたカメラ及びマイクは、各部屋内から広範囲にわたって角

度や倍率等を調整可能。

- JIDRC では専用の機材や IP アドレスを使用する TV 会議システムは導入していないが、Zoom, Microsoft Teams, Google Meet 及び Cisco WebEx, Skype 等全ての主要な Web 会議システムに対応している。JIDRC として主要なシステムについてはアカウントを有しているため、会議の主催者となり審問の事務手続面を補助することも可能であるとともに、利用者のアカウントを利用してこれらのシステムを利用することも可能。
- Web 会議システムを利用することで、各参加者が同一施設にいな  
がらも、それぞれ別の部屋から審問に参加することも可能。
- Web 会議システムを通じて、東京施設と大阪施設を繋ぎ、両施設を一体的に利用することも可能。
- 参加者は有線 LAN に加え、施設専用の WiFi も無料で使用可能なため、web への安定的な接続が期待できる。
- 高画質な PC 外付けカメラ・マイクが配備されており、PC に接続することで高画質かつズームアップ等可能なカメラを Web 会議システム上で利用可能。
- 同時通訳ブース 2 室、4 チャンネルのマイク・同時通訳用レシーバー約 120 台を備えている。レシーバーは貸与であり、イヤホンは参加者に 100 円程度で購入してもらい都度交換することを想定している。
- 仲裁・調停手続における一部 Virtual Hearing では逐次通訳となることが多いと思われるが、主にセミナー・ウェビナーで利用が想定される同時通訳であっても対応可能。(審問施設に出席しての参加とウェビナー配信の混合形態の実施も可能)。
- JIDRC における Virtual Hearing のための設備・備品の状況についての案内文を JIDRC のウェブサイトに掲載済。
- 一弁等各弁護士会でも、国際仲裁の振興に関連したオンライン・セミナーの開催のために JIDRC の施設利用を検討中のプロジェクトがあるので利用を促進中。

## 2 海外の組織の Virtual Hearing への取り組み

(1) 海外の審問施設が公表している Virtual Hearing に関する情報の例

ア Seoul International Dispute Resolution Center (SIDRC)<sup>1</sup>

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [Seoul IDRC Virtual Hearing Services](#)

(イ) 審問施設としてどのような対応をしているか

- SIDRC として Virtual Hearing Services を提供している。
- 具体的には、以下のように、審問施設として、安全性が確保されたプラットフォームを提供していると明言している（速記・同時通訳は外部委託）。
  1. **Security guaranteed cloud-based platform** including end-to-end encryption
  2. **Full compatibility with hybrid access** over all IP-based & web-based access for up to 25 participants
  3. **Onsite and remote e-bundle sharing** for effective examination of witnesses and arguments
  4. **HD video and high-quality audio system** with recording services
  5. **Easy-to-follow Virtual Hearing users' guideline** based on Seoul Protocol
  6. **Real time chat** functions for correspondence between up to 10 participants in the hearing
  7. **Referral services (External provider)**
    - Transcription: Real-time court reporting via simultaneous streaming with speedy delivery of transcripts
    - Simultaneous interpretation

イ Maxwell Chambers

---

<sup>1</sup> SIDRC は Korean Commercial Arbitration Board (KCAB) の下にある審問施設であり、純粋に仲裁機関から独立した審問施設とはいえない。

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [The Virtual Hearing Experience at Maxwell Chambers](#)
- [Maxwell Chambers Offers Virtual ADR Hearing Solutions](#)

(イ) 審問施設としてどのような対応をしているか

- Maxwell Chambers は、Opus 2 と提携し、トランスクリプト作成サービス、クラウドを利用した文書管理サービスである Opus 2 Magnum と統合した Virtual Hearing 実施サービスを提供することを発表している。

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- Virtual Hearing のセッティング、技術的問題のトラブル・シューティング、セキュリティ・秘密保持の確保まで審問施設としてサポートすることを明記している。

## ウ International Arbitration Centre Alliance

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [What are Hybrid Hearings?](#)
- [Complete, Integrated Services](#)

(イ) 審問施設としてどのような対応をしているか

- Arbitration Place, International Dispute Resolution Centre (IDRC) 及び Maxwell Chambers によるアライアンス団体であり、その連携をアピールしている。

(2) 海外の仲裁機関が公表している Virtual Hearing に関する情報の例

ア ICC

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [ICC Virtual Hearings](#)
- [ICC Guidance Note on Possible Measures Aimed at Mitigating the Effects of the COVID-19 Pandemic](#)
- [ICC unveils revised Rules of Arbitration](#)

(イ) 仲裁機関としてどのような対応をしているか

- COVID-19 の蔓延の状況にあっても、ICC の Court は稼働しており、衡平・迅速な紛争解決をサポートしていることをアピールしている。
- COVID-19 の蔓延の状況にあっても、仲裁手続の遅延を和らげるための措置を講じることは当事者、代理人及び仲裁廷が共有する義務であると指摘し、パンデミックを理由として重大な遅延がなされるべきではないと指摘している。また、仲裁廷に対して、仲裁廷の評議や仲裁判断の起案はリモート・ワークで実施可能であり、仲裁人の感染等のまさに COVID-19 に起因する事由がある場合は格別、一般論として COVID-19 の蔓延状況下にあっても、仲裁廷による評議・仲裁判断の起案は進めるべきと指摘している。
- ICC 仲裁規則 22 条(1)項（仲裁廷及び当事者が、迅速かつ費用効率の高い方法で仲裁が遂行されるよう努力する義務を負う）、25 条(1)項（仲裁廷は、できる限り短期間に、事案の事実関係を明確にするように手続を進める義務を負う）に言及したうえで、当事者・代理人・仲裁廷が審理遅延を回避・低減する手段の一環として、Virtual Hearing を紹介している。
- 利用可能な様々なビデオ会議システムのプラットフォームの紹介として [Comparison of web conferencing software](#) というウィキペディアへのリンクが貼られている。ICC がライセンスを受けているプラットフォームとしては、Microsoft Teams, Vidyocloud 及び Skype for Business があり、近時使用実績のある他のプラットフォームの例として Zoom, BlueJeans 及び GoToMeeting の記載がある。そして、上記ガイダンス・ノートに記載のあるいかなるベンダーについても、何ら表明・保証を行うものではないことを留保している。
- 対面での審問を開催する必要があるとも読める文言となっていた仲裁規則について、当事者主義的なライブのやり取りの機会が確保されるならば、必ずしもバーチャルな手段を排除する

ものではないとの解釈を示していたところ、2010年10月に、リモート通信手段を用いて審問を開催することができる旨を明記する改正を含む新規則を発表。2021年1月施行予定。

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- Virtual Hearing のプロトコルのチェックリストを公開している。
- Virtual Hearing の実施のためのサイバー・プロトコル及び Procedural Order の例を公開している。
- ICC 仲裁規則 25 条(2)項 (仲裁廷は、当事者のいずれかが求める場合・・・当事者の出席を求めて審問を開かなければならない。)の「出席」(in person)とは、当事者主義的なライブのやり取りの機会が確保されるならば、必ずしもバーチャルな手段を排除するものではないとの解釈を示した。また、ICC 仲裁規則 25 条(1)項が「あらゆる適当な方法により」(by all appropriate means)と広範な記載をしていることに鑑みれば、ICC 仲裁規則 25 条(2)項の規定は、ライブの審問期日を開催するか、ライブの審問期日を開催することなく書面のみで判断することについて、仲裁廷が決定することができる趣旨であるとの解釈を示した。その後、2010年10月に、リモート通信手段を用いて審問を開催することができる旨を明記する改正を含む新規則を発表。2021年1月施行予定。

イ Singapore International Arbitration Centre (SIAC)

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [SIAC International Arbitration Webinar Series 2020](#)
- [Release of the SIAC Guides - Taking Your Arbitration Remote](#)

(イ) 仲裁機関としてどのような対応をしているか

- Zoom を用いて Virtual Hearing に関する多数の Webinar を開催し、後日 YouTube で公開している。



- 2020年8月末に Remote Hearings の実施を検討する/実施する際の留意点を幅広くまとめた SIAC Guides Taking Your Arbitration Remote を公表している。

#### ウ American Arbitration Association-International Center for Dispute Resolution (AAA-ICDR)

##### (ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [Virtual Hearing Guide for Arbitrators and Parties](#)
- [Virtual Hearing Guide for Arbitrators and Parties Utilizing ZOOM](#)
- [Order and Procedures for a Virtual Hearing via Videoconference](#)

##### (イ) 特徴的な記載・有益な記載

- Procedural Order の例の形で Virtual Hearing の実施に際して当事者・仲裁廷が合意ないし決定すべき事項の例を公表している。
- Virtual Hearing に使用するビデオ会議システムが備えているべき機能や、Virtual Hearing の実施にあたって仲裁廷や当事者が考慮しておくべき事項の例を公表している。
- Zoom の推奨設定の例とその理由を公表している。

#### エ Hong Kong International Arbitration Centre (HKIAC)

##### (ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [Virtual Hearings](#)
- [HKIAC Guidelines for Virtual Hearings](#)

##### (イ) 仲裁機関としてどのような対応をしているか

- ガイドラインによると、a fully or partially virtual hearing として、以下を提供している。
  - a. video conferencing;

- b. audio conferencing;
  - c. electronic bundling and presentation of evidence;
  - d. transcription services; and
  - e. interpretation services.
- ガイドラインによると、HKIAC として以下を提供しているとの記載がある。
    - a. IP-based encrypted video conferencing that supports up to eight different locations;
    - b. cloud-based video conferencing compatible with all major video conferencing platforms (Zoom, Cisco Webex, Microsoft Teams, Bluejeans).

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- ガイドラインには、主たるプラットフォームとは別に、当事者と協議のうえにバックアップシステムを提供できるとの記載がある。
- ガイドラインには、全てのタイムゾーンをカバーする IT 技術者を出席させることができるとの記載がある。

(3) その他の機関（仲裁以外の紛争解決機関・仲裁人団体・法律事務所等）が公表している Virtual Hearing に関する情報の例

ア International Institute for Conflict Prevention & Resolution (CPR)

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [ADR in the Time of COVID-19](#)

(イ) どのような対応をしているか

- Procedural Order を具体的に作成するにあたっての starting point として使いうるモデル Procedural Order の形で Virtual Hearing の実施に際して合意すべき事項の例を公表している。

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- Procedural Order の体裁で作成されているが、チェックリスト・ガイドラインとして使用するにあたっては、shall との記載を文字通り遵守すべき規範と読むのではなく、当事者が meet and confer をして議論・協議して合意し、その結果を踏まえて Procedural Order が作成されるべきとしている。
- Virtual という言葉は Real の代替であるかのようなニュアンスをもつが、ここで議論しているのは、Hearing の審問室が物理的に存在しないという意味での virtual であり、手続としては Real に存在するものであることを付記している。

## イ Hogan Lovells 法律事務所

### (ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [Hogan Lovells Protocol for the use of technology in virtual international arbitration hearings](#)

### (イ) どのような対応をしているか

- 当事者が合意するプロトコルの形で Virtual Hearing の実施に際して当事者が合意すべき事項の例を公表している。

### (ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- Virtual Hearing のベスト・プラクティスの一般的なガイダンスであること、単に推奨するものであってその使用が必須というわけではなく、事案に応じたカスタマイズが必要であることも記している。
- もし採用する技術を使用することによって、ヒアリングが開催できないことを上回るリスクが生じるのであれば、このプロトコルは使用されるべきではないとしている。
- 本プロトコルは、当事者の合意に優越するものではなく、特定の状況に応じて必要な修正がなされたうえで、当事者間の合意に組み込まれることが望ましい、としている。

## ウ Seoul Protocol on Video Conference in International

## Arbitration

(ア) Virtual Hearing に関するプロトコル

- [Seoul Protocol on Video Conference in International Arbitration](#)

(イ) どのような対応をしているか

- 2018 年 11 月にソウルで開催された 7<sup>th</sup> Asia Pacific ADR Conference における議論をベースに、COVID-19 の感染拡大前に大枠が固まっていたものであり、全部 Virtual の Hearing ではなく証言者の所在場所と主たるヒアリング会場をビデオ会議方式で接続する一部 Virtual の Hearing を念頭に置いて作成・公表されたプロトコル。

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- 一部 Virtual Hearing の実施にあたっての「ベスト・プラクティス」をプロトコルとしてまとめたものであり、具体的に Virtual Hearing を実施する際に検討すべき事項の洗い出しのために参考になる。
- 「ベスト・プラクティス」を定めたものであり、これをそのまま合意・命令することが適切であるかは、事案毎に判断する必要があると思われる。

## エ The Chartered Institute of Arbitrators (CIArb)

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [CIArb Guidance Note on Remote Dispute Resolution Proceedings](#)

(イ) どのような対応をしているか

- 完全 Virtual (Entirely Remotely) 及び部分 Virtual (Semi-Remotely) を想定し、Technology & Logistical Matters, Legal Matters and Procedural Arrangements 及び Institutional and Ad Hock Proceedings の 3 章に分け

てガイダンス・ノートを公表している。

- 多くの仲裁機関における個々の審問手続は延期すべきかの判断を迫られているが、それらの仲裁機関においてケース・マネジメントをしているスタッフは稼働している旨を注意喚起している。
- 機関仲裁と比較した利点としてアド・ホック仲裁がより柔軟な対応が可能であることを指摘し、アド・ホックな紛争解決の支援として CIArb Dispute Appointment Service を紹介している。

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- 様々なプラットフォームやソフトウェアが存在すると指摘しつつ、CIArb としては特定のブランドを支持したり宣伝したりするものではなく、当事者において事案に応じて最も適したものを選択するべきであると明記している。
- 上記ガイダンス・ノートの末尾にチェックリストが添付されている。
- 反対尋問に際して、電子的な証拠のセット (Electronic Bundles) を利用するとより効率的であるとの指摘がなされている。
- ガイダンス・ノートは適用される法令に反しない限りで用いられるものであり、関係する法域で適用される法令上の制限 (裁判所の手続・公衆衛生上の制限を含む) については当事者の責任において調査すべきことが留保されている。
- ガイダンス・ノートは仲裁手続のみならず調停その他の ADR 手続も射程に入れて作成されているため、Arb-Med-Arb 等のハイブリッド ADR 手続を Virtual で実施する際にも参考となる。

オ Opus 2 Magnum

(ア) Virtual Hearing に関するウェブサイト

- [Virtual hearings, powered by Opus 2](#)

- [Opus 2 International Partners with Singapore's Maxwell Chambers](#)

(イ) どのような対応をしているか

- Opus 2 は、Maxwell Chambers と提携し、トランスクリプト作成サービス、クラウドを利用した文書管理サービスである Opus 2 Magnum と統合した Virtual Hearing 実施サービスを提供することを発表している。

(ウ) 特徴的な記載・有益な記載

- Zoom, Microsoft Teams, Google Meet 及び Cisco WebEx, Skype 等全ての Web 会議システムは、一定の文書共有機能を備えているものの、主としては会議システムである。
- Opus 2 Magnum は、主として文書管理システムであり、リアルタイム・トランスクリプト等のサービスとも接続し、Cisco Webex, BlueJeans, Zoom, Skype for Business 等の Web 会議システムと組合わせて使うことが可能である。なお、現時点では、参加者の View 表示のカスタム設定に難がある等の理由から、Microsoft Teams の使用は推奨していないとのことである。

### 3 検討・分析及び提言

#### (1) 検討・分析

##### ア 期日の延期か Virtual Hearing による実施か

- COVID-19 の問題によっても Virtual Hearing の実施が可能であることから期日の延期に繋がるものではないことを強調するもの (ICC) から、Virtual Hearing には一定の制約・リスクがあることを指摘するもの (Hogan Lovells) など、ニュアンスには若干のばらつきがある。
- もっとも、多くの国の裁判所が手続を中断するなか、当事者の合意により柔軟な解決方法を採用することができる仲裁手続のメリットをアピールし、以下に紹介するようなプラットフォーム

の利用による Virtual Hearing の実施は可能であり、当事者・仲裁廷が個々の事案に応じて期日の延期か Virtual Hearing の実施をするかを選択するという大きな方向性に違いはない。

- 仲裁機関や当事者・代理人とは異なり、審問施設としては、特定の方向性を打ち出す必要はなく、そうするべきでもない。審問施設としては、当事者のニーズに応じて、いずれの形態でも審問を実施可能な体制を整えておくことが望ましい。

#### イ 一部バーチャル・ヒアリングを実施することになった場合に審問施設が備えているべき（あるいは備えていることが望ましい）設備

- COVID-19 の感染拡大前に 2018 年 11 月にソウルで開催された 7<sup>th</sup> Asia Pacific ADR Conference における議論をベースに大枠が固まっていたものであり部分的な virtual hearing を想定して起草されたプロトコルとして、[Seoul Protocol on Video Conference in International Arbitration](#)(Seoul Protocol)がある。
- Seoul Protocol の Annex 1 には、Virtual Hearing を開催するにあたっての minimum industry standard が記載されている。もっとも、2020 年 6 月 1 日に当部会が JIDRC の審問施設を訪問して説明を受けた設備内容は、この最低限の通信環境・設備の基準を十分に上回るものであり、問題はないと思われる。

#### ウ プラットフォーム

- 利用が考えられるプラットフォームを例示している機関は多いが、基本的には当事者・仲裁廷の合意・決定事項とされている。仲裁機関・審問施設が、特定のプラットフォームのみを推奨している例は見当たらない。
- AAA-ICDR は Zoom を用いたプラットフォームを提供しているが、公表している Procedural Order の記載例を見ても、Zoom 以外のプラットフォームの利用を制限する趣旨ではない。
- Microsoft Teams については、Opus 2 は現時点ではその使用を推奨しておらず、理由として、参加者の View 表示のカスタム設

定に難がある等の理由を挙げていることには留意する必要がある。ただし、Zoom は 2020 年 9 月に「カスタムギャラリービュー」機能を追加するアップデートをしており、今後も様々なプラットフォームについて利便性向上のアップデートがなされる可能性があることから、Microsoft Teams についても、今後のアップデートに留意するべきであり、一概に使用を非推奨とするものではない。

## エ データ・サイバーセキュリティの問題

- 一般論としてセキュリティの問題があることを指摘したうえで、そのリスクに対応するためのプロトコルを提言していたり（CPR 等）、チェックリストにおいて検討事項の一項目となっていたり（ICC, CIArb 等）、後述 ICCA のサイバーセキュリティ・プロトコルに言及したりするものが多い（CPR 等）。
- ICCA、New York City Bar Association 及び CPR が Working Group を設立し、国際仲裁におけるサイバーセキュリティ対策を協議し、2019 年 11 月 21 日、Working Group は「ICCA-NYC Bar-CPR Protocol on Cybersecurity in International Arbitration (2020 Edition)」(Protocol) を公表している。同 Protocol は、国際仲裁の当事者、代理人、仲裁人及び仲裁機関に対して、適切なサイバーセキュリティに関するガイダンスを示すことを目的とする。
- セキュリティの問題は、プラットフォームそのものの問題と同様に、基本的には当事者の合意事項・リスクの引受である。仲裁機関・審問施設として技術的サポートの提供が可能であることをアピールする機関がある一方で、免責を記載するものもあり、多くのプロトコル・チェックリストにおいては、当事者の合意事項において一定の機能の利用を制限したり（それは Virtual Hearing の利便性とはトレードオフになり得る）、各当事者においてセキュリティの問題を確保することの確約や仲裁機関・仲裁廷・審問施設の免責を定めたりして、セキュリティの問題を確保している。



## オ 技術的トラブルの問題

- 審問施設においては、当事者・仲裁廷を技術的にサポートする十分な体制を審問施設として備えており提供可能であることをアピールするもの (SIDRC, HKIAC, Maxwell Chambers) がある。
- JIDRC のリソースを考えると、JIDRC がこのようなフル・コミットの方針を採用することは困難であり、JIDRC の審問施設において対応可能なプラットフォームを具体的に例示して利用を検討している関係者にアピールするとともに、技術的問題については責任を負わない旨の免責を確保する措置を講じる方針が現実的であると思われる。

## (2) 提言

### ア JIDRC による情報提供

- 上記のような英文の情報が公開されていることを日本語で案内することだけでも、今後 Virtual Hearing の実施を検討している関係者にとって十分に有益と思われる。
- それぞれの資料における Virtual Hearing における考慮事項の内容が大きく異なるものではないこと、JIDRC が特定の組織の後援をするものではないことからすれば、以下の参照情報の最大公約数的な情報 (Virtual Hearing の実施に当たって当事者・仲裁廷が合意・決定すべき合意の項目) を日本語でまとめるだけでも、当事者にとって、審問実施に向けた手続面での検討コストが大きく低下するため、より有用であろう。

### イ JIDRC が備えているべき (あるいは備えていることが望ましい) 設備等

- 部分的な virtual hearing を想定して起草されたプロトコルとして、[Seoul Protocol on Video Conference in International Arbitration](#) がある。
- JIDRC は部分的 Virtual Hearing のために備えるべき設備や機能を十分に備えていると考えられる。

- たとえば仲裁当事者が Virtual Hearing における尋問に関し、証人の参加環境に懸念を有している場合、接続環境や設備の点で快適かつ証人が不当な介入を受けることのない証言環境を確保する上で、JIDRC は望ましい場所を提供しているものと評価できる。
- 上記のように証人が JIDRC において証言を行う場合であって、かつ仲裁廷が遠隔地から審問へ参加する場合を想定した場合、仲裁廷が、証言に際して証人が関係者から証言内容の指示を受ける等の不正が行われていないことを検証することを可能とする体制を確保する必要がある。現状 JIDRC 審問室のプロジェクト付近に設置されたカメラを遠隔地から参加する仲裁廷が自由に操作することはできない。もともと、このような検証体制の確保としては、①JIDRC に設置されたカメラを Zoom 等の Web 会議システムと接続可能にすること、に限られるものではなく、②審問室全体と証人のアップが写るカメラ 2 台を用意する、③仲裁廷の指示を受けて JIDRC の審問室のカメラを操作する JIDRC 側の補助者を選任してもらい、その補助者が仲裁廷の指示に従ってカメラを操作する、等による対応も考えられるところである。
- これらの施設、器材を駆使して、HKIAC, SIAC 等の諸外国の仲裁機関、施設と連携しての共同利用、さらには国際調停についても、国際仲裁と両輪をなす国境を超えた紛争解決のオプションとしての重要性に鑑み、例えば京都国際調停センターとのオンライン ADR の運用のための施設、運用面での連携を進める等、ユーザー目線に立った更なる利用を促進していくことが望ましい。

## 第 5 第二分科会担当テーマの報告及び提言

### 1 Virtual Hearing の法的論点

#### (1) Virtual Hearing の実施が、仲裁法や仲裁規則に定める審問実施方法に反しないか

##### ア 問題の所在

従前から、審問場所と異なる場所にいる証人を、ビデオリンクで尋問することは多く行われてきたところであるが、当事者あるいは当事者代理人が仲裁廷と異なる場所にいる場合、それが「審問」の要件を満たすのか。適用ある仲裁法・仲裁規則が、当事者や代理人全員が物理的に同一場所に集合する形での審問の実施を求めている、又は求めていると解釈できる場合、Virtual Hearing を実施することが、仲裁判断取消ないしは執行拒絶事由ともなりうる。

## イ 規定例

まず、仲裁手続に適用ある仲裁法が、バーチャルで審問を実施することを許容しているか否かが問題となる。

例えば日本の仲裁法では、32条1項が「一方の当事者が・・・口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない」、と規定し、立法担当官によるコンメンタールにおいてはこの「口頭審理」について「特定の場所で、仲裁廷及び双方の当事者が一同に会して・・・手続を口頭・・・で行う手続」と解説している<sup>2</sup>。ただし、現在の仲裁法が制定された2003年当時の解説書であり、その当時は新型コロナウイルスの感染拡大の問題も生じていなかったうえに、バーチャルでコミュニケーションするプラットフォームも当時と比較して現在では格段に進歩しており、当事者の手続保障の観点からの対面での審問とバーチャルでの審問の差を巡る立法事実自体が変動していると言えることから、15年以上も前の解説書の解釈に拘泥する必要はないとの指摘もある。

また、仲裁法32条2項は、当事者間に別段の合意がある場合は、1項の適用がないとしているため、当事者が「口頭審理」をバーチャルで実施することに合意した場合及び当事者が合意した仲裁規則にバーチャルで審問を実施することを許容する規定がある場合には、バーチャルで審問を実施することについて支障はないと解される。

---

<sup>2</sup> 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』（商事法務、2003年）170頁。

例えば JCAA 商事仲裁規則（2019）50 条 3 項は「審問を行う場合、仲裁廷は、テレビ会議その他の方法も選択肢に入れて、適切な方法を選択するものとする。」と定めており、仲裁廷の裁量でバーチャル審問を開催できることが規則上明記されている。

## ウ 考えられる対応

適用ある仲裁法がバーチャルで審問を実施することを許容しておらず当事者の合意によっても排除できないとしている場合、又は、当事者の合意があれば排除とされているがアドホック仲裁の場合若しくは適用ある仲裁規則がバーチャルでの審問の実施を許容する規定を設けていない場合には、当事者の合意なく仲裁廷が手続裁量によりバーチャルでの審問の実施を命じることには、適用ある仲裁法違反の疑義が生じうる。このような場合、当事者の反対を押し切ってバーチャル審問を実施すると、これを理由として仲裁判断取消や執行拒絶の申立てをされるリスクは増加すると言わざるを得ない。

もっとも、多くの主要な仲裁機関の仲裁規則は、JCAA のように、既にバーチャルで審問を実施することを許容する規定を設けている。また、規則の文言上はやや疑義があり、仲裁機関が解釈を発表することで暫定的な対応をしていた ICC も、2020 年 10 月に、リモート通信手段を用いて審問を開催することができる旨を明記する改正を含む新規則を発表し、2021 年 1 月の施行を予定している。このように、世界の主要な仲裁機関の仲裁規則は、既にバーチャルで審問を実施することを許容する規定を設けているか、これを許容する規定に規則の改訂を予定していると思われる。

## (2) 適正手続保障

### ア 聴聞の権利

通信状態が途中で悪くなった、また隔地者の発言や発言要求に気づかないまま審理が進行した、というような事態が生じると、当事者が聴聞を受ける権利を害されたと主張する可能性がある。

## イ 当事者の平等な取扱い

一方当事者のみが発言しやすい、発言を聞き取りやすい、あるいは仲裁廷とのコミュニケーションに当事者によって差があるという事態が生じると、当事者が平等な扱いを受ける権利を侵害されたと主張する可能性がある。

また、バーチャル審問では、全員が一堂に会する場合に比べ、一方当事者が相手方当事者の同意なく、相手方当事者と仲裁廷のみで連絡を取る（取ってしまう）リスクが高まるので、そのような事態を防止するよう留意が必要である。

## ウ 秘密保持

商事仲裁手続一般に審理の非公開が原則とされていること、また案件でやりとりされる情報には当事者の営業秘密も多々含まれることを前提に、バーチャル審問は、通信回線を用いて審問を行う特性上、密室で一堂に会して審問を行う場合よりも、情報漏洩のリスクが高いことに留意する。仲裁手続に通信回線を使う場合の留意事項として、上記 ICCA-NYC Bar-CPR cybersecurity Protocol for International Arbitration (2020)<sup>34</sup>等も参考に、具体的案件で扱われる情報の秘匿の必要性の高さ、対応コストなどを踏まえ、アクセス権の限定や暗号化等、合理的な情報漏洩防止策を講じるべきである。

### (3) 各国の裁判例

ア 米国イリノイ州連邦地方裁判所判決 (Legaspy v. Fin. Indus. Regulatory Auth., Inc., No. 20 C 4700, 2020 WL 4696818 (N.D. Ill. Aug. 13, 2020))

---

<sup>3</sup> [https://www.arbitration-icca.org/media/14/52278078693299/icca-nyc\\_bar-cpr\\_cybersecurity\\_protocol\\_for\\_international\\_arbitration\\_-\\_electronic\\_version.pdf](https://www.arbitration-icca.org/media/14/52278078693299/icca-nyc_bar-cpr_cybersecurity_protocol_for_international_arbitration_-_electronic_version.pdf)

<sup>4</sup> 本プロトコルの内容については本報告書の添付資料「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ」(JAA 研究会セミナー 2019年12月9日実施)を参照

一方当事者が証人・証拠の量や通訳の必要性等を理由に Remote Hearing に反対したものの仲裁廷がこれを命じたことから、同当事者が裁判所に対し Remote Hearing 実施の差止命令の申立てをしたところ、裁判所は仲裁廷の判断を尊重して差止命令の申立てを却下した事案。

Remote Hearing の実施の是非ないし可否は仲裁の手續問題であって、裁判所ではなく仲裁廷によって判断されるべき事項であるという基本姿勢を裁判所が示している点が注目される。

#### イ オーストリア最高裁判所判決 ([Case No. 18 ONc 3/20s](#))

一方当事者が反対する中で Remote Hearing を実施した仲裁廷に対して、同当事者が忌避の申立てをしたものの、裁判所が忌避を認めなかった事案。(なお、本判決はドイツ語で起案されており事案の概要・判旨の紹介は脚注<sup>5</sup>の記事に依拠している。)

一般論として、Remote Hearings は(両当事者が合意している場合のみならず、一方当事者が反対している場合であっても)オーストリア法原則として許容されており、具体的な事実関係の下で特段の事情があることが示されない限り、Remote Hearings の実施が適正手續に反するとは言えないと判示している点が注目される。

## 2 Virtual Hearing における証人尋問に関する実務的論点

### (1) 第三者による証言への不当な介入 (Witness Coaching)

#### ア 考え得る Coaching の態様の例

- 仲裁廷が見ることのできる画像に映り込む範囲外に資料やメモ、端末などを置いて、証人がそれを参照しながら証言する。
- 仲裁廷が見ることのできる画像の外に誰かが居て、証言の良し

---

<sup>5</sup> <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2020/10/24/in-a-first-worldwide-austrian-supreme-court-confirms-arbitral-tribunals-power-to-hold-remote-hearings-over-one-partys-objection-and-rejects-due-process-concerns/>

悪しについてサインを出す。

#### イ Coaching への対応策

- Coaching の態様はさまざまであり、また証人の視線を注視していれば Coaching にほぼ気が付くという考え方もある。よって、バーチャル審問では Coaching のリスクが高まりうることを念頭に、抽象的な禁止規定を合意するにとどめることから、当事者と仲裁廷が納得する適宜の具体的対応措置（カメラの台数や操作性、監視役の在室等様々なものがありうる）を合意する対応まで、案件ごとに対応策を検討すべきである。

#### (4) 証人尋問中の異議の実効性を確保するための方策

- 仲裁人が別の会場にいる当事者代理人からの異議に直ちに気づく
- 証人が異議に気づかず証言を続けてしまうことを防ぐ  
という問題意識を共有し、ビデオリンクプラットフォームの機能あるいはメールを利用して、適宜対応すべきである。

#### (5) 仲裁廷の合議や各当事者による内部協議の手段の検討

Breakout Room 機能の利便性を高く評価する声もある一方、操作を誤る等して意図せざる者が Breakout Room に入室してしまい、参加者がそれに気づかないというリスクを重視し、仲裁廷内部や当事者・代理人間では別のウェブ会議を立ち上げて連絡を取るべきだとの考え方もある。

### 3 Virtual Hearing に内在する問題点を意識した当事者間合意、手続命令上の工夫

今後の課題とする。なお、明確かつ拘束力のあるルールを定めた場合、ルール違反が即仲裁判断取消事由につながりかねないことに留意。（現状は、別紙「バーチャル・ヒアリングに関する合意書案」<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 現在検討されているサンプルアグリーメント案として添付資料の「バーチャル・

拙速は避けて引き続き検討するが、必要に応じて都度改訂していく前提で、早期に発表する。)

## 第6 部会としての総括

以上、当部会としては、現在 JIDRC 事務局において、ウェブ審問用の設備、器材、運用を整えられ、国際的な仲裁・調停のプラットフォームとして、一部バーチャル手続き、各種セミナー、会合等への対応を国際的な水準に合わせて図り、充実化させていると理解する。

引き続き、国際紛争解決のための施設として、上記で提言した設備、器材等の充実を図るとともに、仲裁人や施設利用者が運用、合意するルール等ソフト面についても、国際仲裁の振興に寄与する目的から継続的に検討していくことが望ましい。

### 添付資料)

- 1) 国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ (JAA 研究会セミナー 2019年12月9日実施)
- 2) バーチャル・ヒアリングに関する合意書案